注意

入札制度が変わりました。

■暴力団員等や，役員に暴力団員等がいる法人は，買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は，買受人となれません。

入札の際に，次の書面の提出が必要になりました。
（入札書ごとに必要です。）

暴力団員等に該当しない旨の陳述書（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完・提出後の訂正は不可）。
※記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
（よくある誤り）「陳述」欄「□自己の計算において・・・ありません」の□のチェックは，「他人から資金の提供を受けて，当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には，チェックは不要です。

＋

住民票（個人の場合）

資格証明書（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
※入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

＋

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）
〒983-8639 仙台市青葉区片平一丁目６番１号　仙台地方裁判所執行官室　☎022-223-3845

令和　８年（ケ）第　　１９号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２５日
仙台地方裁判所第４民事部
裁判所書記官　柏　　賢　子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月１５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月２２日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２４日　午前１０時００分 仙台地方裁判所開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　８日　午後　３時００分 仙台地方裁判所第４民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		別紙物件目録中，☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２５日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	9,397,000 7,517,600	一括	1,879,400	50,442	17,906
1	4,239,000				
2	1,470,000				
3	3,688,000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　１９号

物　件　目　録

１　所　　在　　岩沼市松ケ丘二丁目

　　地　　番　　１１番３２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１９１．０７平方メートル

２　所　　在　　岩沼市松ケ丘二丁目

　　地　　番　　１１番５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６６．２５平方メートル

３　所　　在　　岩沼市松ケ丘二丁目１１番地３２

　　家屋　番号　　１１番３２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階７０．３７平方メートル
　　２階２９．８１平方メートル

令和　８年（ケ）第　　１９号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月　７日
仙台地方裁判所第４民事部
裁判所書記官　平　塚　秀　喜

1　不動産の表示

【物件番号１～３】

別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要

なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号１】

地役権

範　囲　全部

要役地　岩沼市桑原一丁目１９９番

設定日　昭和５７年７月１４日

目　的　電線の支持物の設置を除く送電線路を施設すること、および線下地上に最下垂時における電線から３ｍ６０ｃｍ以内の範囲に入る高さの建造物その他の工作物の築造、竹木の植栽並びに土地加工その他送電線路の保守運営に支障となる行為をしないこと

4　物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号３】

本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項

なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異

なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　１９号

物　件　目　録

１　所　　在　　岩沼市松ケ丘二丁目

　　地　　番　　１１番３２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１９１．０７平方メートル

２　所　　在　　岩沼市松ケ丘二丁目

　　地　　番　　１１番５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６６．２５平方メートル

３　所　　在　　岩沼市松ケ丘二丁目１１番地３２

　　家屋　番号　　１１番３２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階７０．３７平方メートル
　　２階２９．８１平方メートル

令和８年(ケ)第１９号
令和８年７月１７日受理
令和８年８月２１日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所
執行官　鈴　木　元　光　(印)

(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　１９号

物　件　目　録

１　所　　在　　岩沼市松ケ丘二丁目

　　地　　番　　１１番３２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１９１．０７平方メートル

２　所　　在　　岩沼市松ケ丘二丁目

　　地　　番　　１１番５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　６６．２５平方メートル

３　所　　在　　岩沼市松ケ丘二丁目１１番地３２

　　家屋　番号　　１１番３２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

　　床　面　積　　１階７０．３７平方メートル
　　２階２９．８１平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１，２
現況地目	■宅地（物件１，２　）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し，占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	３枚目「その他の事項」記載のとおり
建物	物件３
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を　住居　として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	３枚目「その他の事項」記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■　物件１，２について
物件３の敷地として一体利用されてる。

■　物件１について
承役地を本物件とし，要役地を岩沼市桑原一丁目１９９番雑種地とする地役権が設定されている。
要役地の所有者は東北電力ネットワーク株式会社である。

■　物件２について
１　東側で接する岩沼市所有の松ケ丘一丁目２７番公衆用道路は，市道「松ケ丘１７号線」であり，建築基準法４２条１項１号道路に指定されている。
２　北東端にカーポートが設置されている。

■　物件３について
１　全体に経年相応の汚損，劣化が観られる。
２　南西側にバルコニーが存する。
３　カーポートの西隣にスチール製物置（動産）が一基存する。
４　Ａに依るところ，平成１８年頃に室内を，平成２８年頃に屋根をそれぞれ修理する等改装を加えている。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ A （所有者）	私は本物件の所有者です。元来本物件は父Bの所有であり，私を含めた家族が居住していましたが，Bが令和６年１２月に死去し，私以外の相続人C，D，E全員が相続放棄手続を執ったことから，私が単独で所有することとなりました。相続放棄をした他の家族は，別所に住んでおり，本物件は私の独居となっています。因みに，相続登記を経由する費用が掛かると伺ったので，差押債権者が代位相続登記手続を執ることを了解した経緯があります。 そもそも差押の原因は，私が経営していた株式会社シリウスが経営破綻したことにあります。現在同社は事業を停止し，今後の債務整理清算手続等はF弁護士に依頼しております。F弁護士からも現況調査に立ち会うよう指示されましたが，私の仕事の都合でどうしても立ち会うことが叶いませんので，手続は執行官で進めて下さい。 なお，本物件は建築後相当な年月が経過しておりますが，その間，平成１８年頃に室内を，平成２８年頃に屋根をそれぞれ修理する等の改装を加えています。 （電話聴取）
■ F （Aから依頼を受けた弁護士）	本物件の占有状況等については，Aが述べたとおりです。 （電話聴取）

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

■１　本物件は，差押え債権者による代位相続手続が執られていた経緯があったことから，自治体からＡらの身分及び居住に関する資料を取り寄せたところ，令和７年１月迄に他の相続人は別所に転居し，本物件はＡの独居であることが窺われた案件である。

２　令和８年７月２１日に本物件を確認したところ，門柱にＡの姓の表札が掲げられたものの，敷地には自動車等も駐めておらず，家族が居住している様子は確認出来なかった。

３　現況調査日時を令和８年８月１７日午前１０時と定めて，Ａに通知したところ，同月１４日に電話による返答があり，確かに本物件は，Ａの独居であること，調査には仕事の都合で立ち会えないこと，今後の手続は弁護士Ｆを通じて行う旨等が伝えられた。

４　調査当日は，予想通り不在であったことから，解錠入室したところ，室内には亡Ｂ宛の郵便物が残っていた外，家族が居住している様子は窺えず，その状況はＡ及びＦの陳述と符合した。

５　以上から，２枚目記載の通り認めた。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年7月21日（火） 10:00-10:30	岩沼市役所土木課，税務課，市民課	接道調査，物件３の平面図（間取図）請求（７月２４日郵送受領），Ａの居住及び身分に関する資料受領
8年7月21日（火） 11:00-11:20	物件所在地	物件確認，写真撮影
8年8月3日（月） 14:00-14:20	仙台法務局	本物件及び周辺地の登記事項証明書受領
8年8月4日（火） 16:00-16:20	仙台法務局	株式会社シリウスの履歴事項証明書受領
8年8月14日（金） 13:30-13:40	当庁	Ａから本物件の占有状況等について電話聴取
8年8月17日（月） 10:00-10:50	物件所在地	立入調査，間取り確認，写真撮影等，評価人帯同
8年8月17日（月） 11:30-11:45	仙台法務局名取出張所	物件１の要役地の登記事項証明書受領
8年8月17日（月） 15:00-15:10	当庁	Ｆから本物件の占有状況等について電話聴取

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■　令和８年８月１７日
　目的物件は不在で施錠されていたので，立会人Ｇを立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

公図写

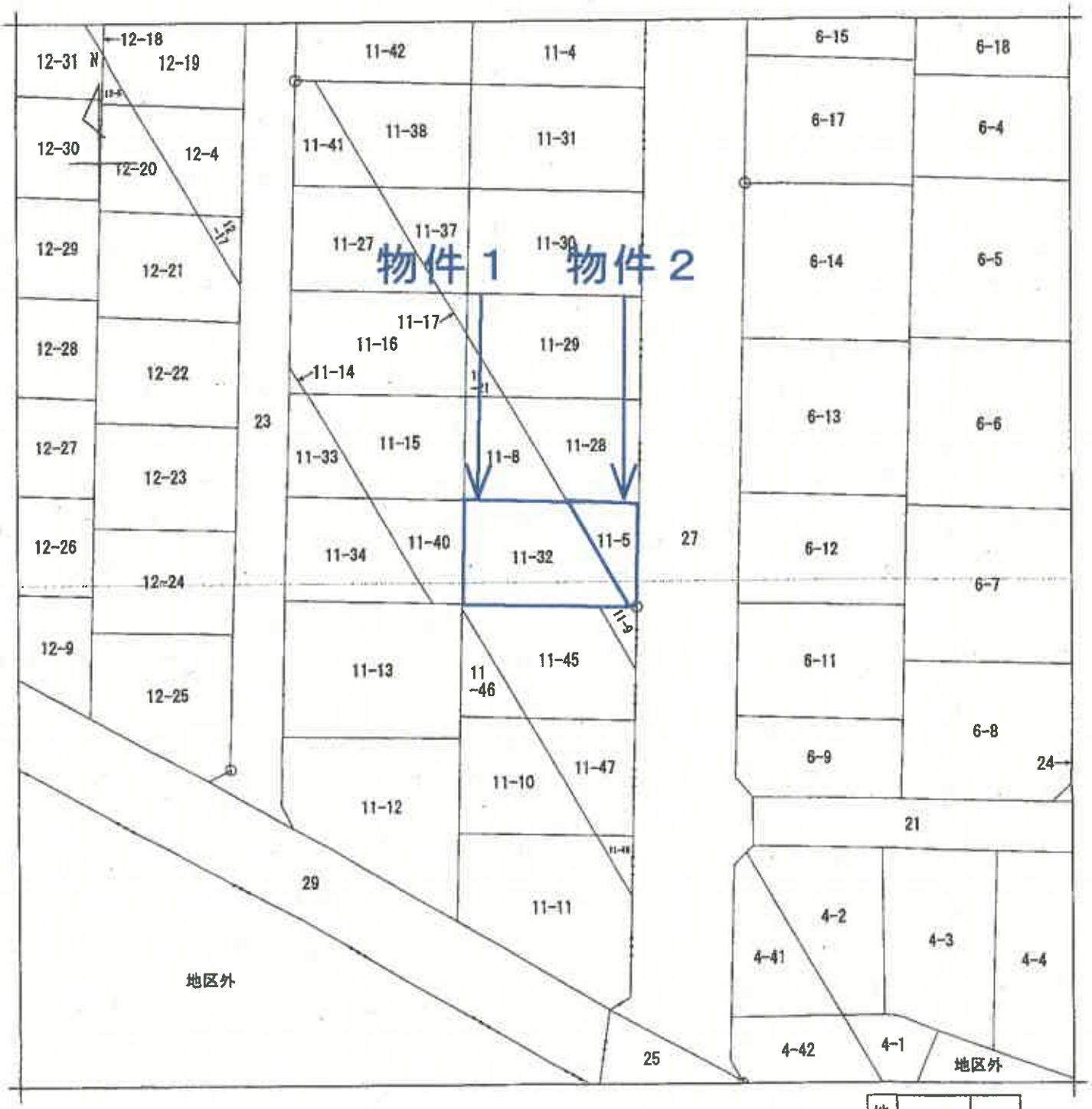



Ａ４判に縮小

請求部分	所在	岩沼市松ケ丘二丁目				地番	11番32		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和57年3月			備付年月日(原図)	昭和57年8月10日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

（　７　枚目）

登記年月日：昭和62年1月28日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

各階平面図

家屋番号	11-32
建物の所在	岩沼市松ヶ丘二丁目／／番地３２

建物図面 各階平面図

物件３

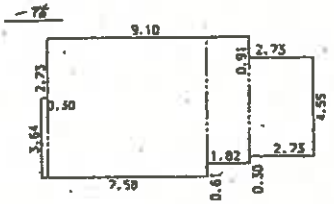

求積表

5.64 ×	0.30 ＝	1.0920
6.57 ×	7.28 ＝	48.5736
5.76 ×	1.82 ＝	10.4832
4.55 ×	2.73 ＝	12.4215
合計		70.5703
求積積		70.57 ㎡

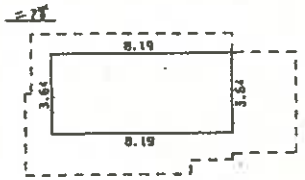

求積表

5.64 ×	8.19 ＝	29.8116
求積積		29.81 ㎡

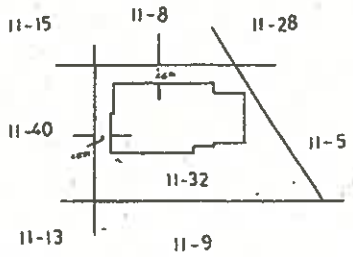

A４判に縮小

作製者		縮尺	1/250

申請人		縮尺	1/500

（８枚目）

土地建物位置関係図

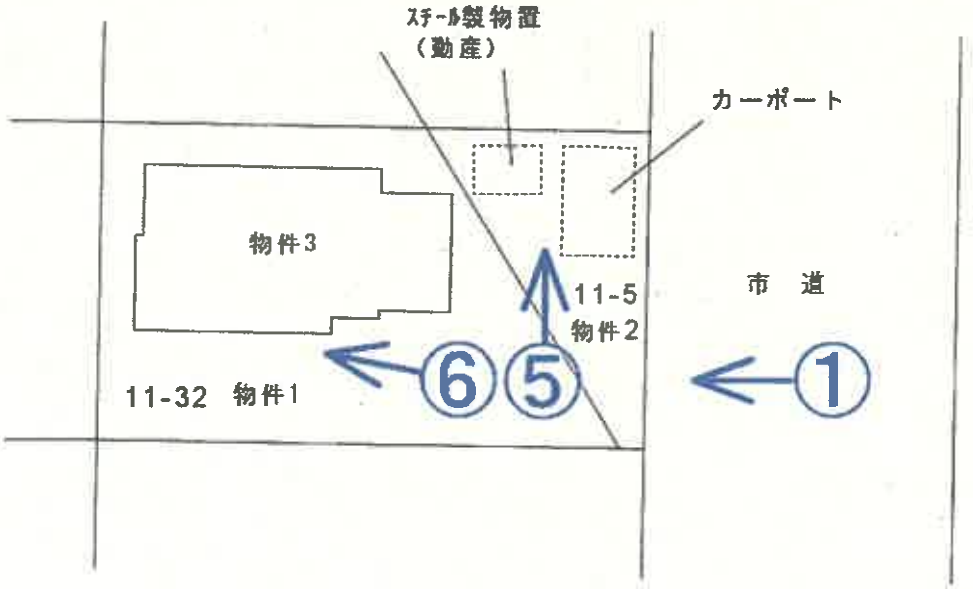

凡例　♂写真（撮影場所）
（　9　枚目）

N

縮尺 1/300

建物間取図

1階

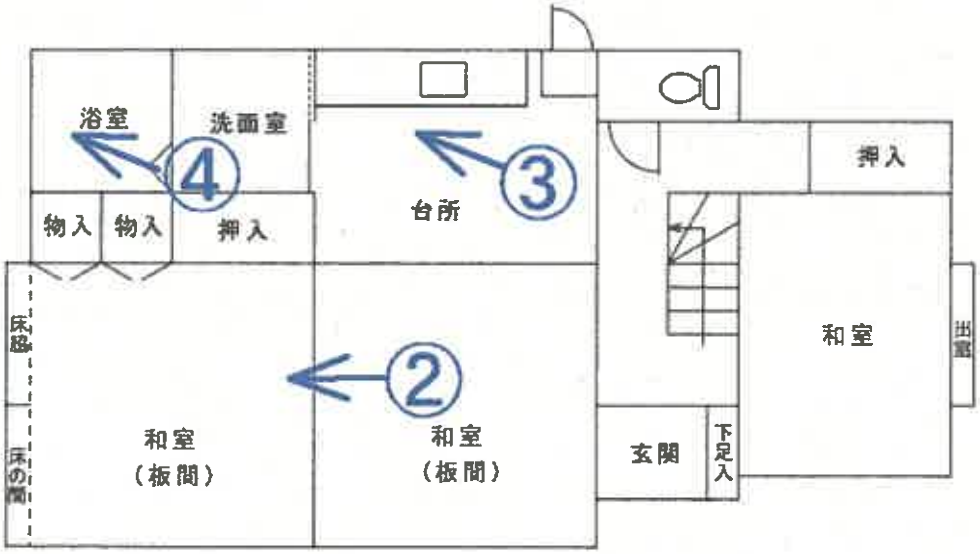

2階

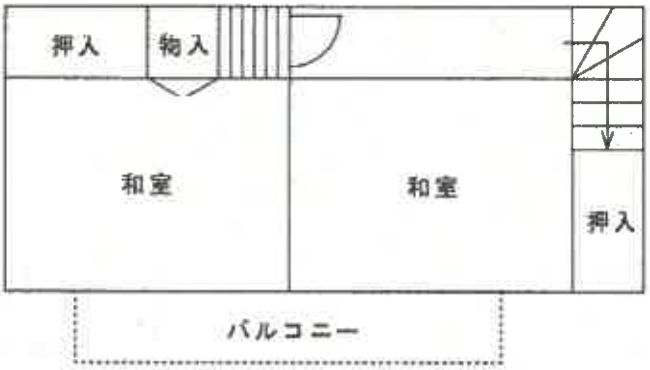

凡例　♂写真（撮影場所）
（　10　枚目）

縮尺 1/100

写真　1



写真　2　　以下物件3室内の状況（写真2ないし4）



写真　3



写真　4



写真　5



写真　6



（13枚目）

令和８年　（ケ）　第　１９　号
令和８年　８月１７日　現地調査
令和８年　８月２７日　評　　価

仙台地方裁判所第４民事部　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
渡 辺　充 啓

第１　評価額

一　括　価　格	
金9,397,000円	
内　訳　価　格	
物件1（土地）	金4,239,000円
物件2（土地）	金1,470,000円
物件3（建物）	金3,688,000円

① 一括価格は、物件１～３の各不動産について一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
③ 物件１，２土地の内訳価格は物件３の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件３の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第２　評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって求めるべき評価額は一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、瑕疵担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登　記	現　況
1	所　在 地　番 地　目 地　積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所　在 地　番 地　目 地　積		
3	所　在 家屋番号 種　類 構　造 床面積		
番号	特　記　事　項		
	なし		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１，２　一体利用されている）

位置・交通	ＪＲ東北本線「岩沼」駅の西方道路距離約１．６ｋｍ （別添位置図参照）	
付近の状況	戸建住宅が建ち並ぶほかアパートも存する区画整然とした住宅地域。対象物件付近は若干の南向き傾斜地勢にある。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第二種低層住居専用地域 指定５０％ 指定８０％ なし
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面状況 その他	２５７．３２㎡ 約１２ｍ×約２１ｍ ほぼ長方形 ほぼ平坦 中間画地 特になし
接面道路の状況	東側約１２ｍ　市道　舗装あり　約0m～0.8m高く接面 建築基準法上：法第４２条１項１号該当	
土地の利用状況等	物件３建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道　あり　ガス配管　あり　下水道　あり （注）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に当該施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	なし	
土壌汚染の有無	現地調査及び過去の諸資料等を勘案する限度において土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特記事項	・スチール製物置（動産）、カーポートあり ・物件１は高圧送電線による地役権の設定がある。 電線から3.6m以内の範囲に入る高さの建造物の築造等はできないが最有効使用に影響はないが、環境条件の減価を要する。 電圧：66,000 ボルト ・土地の道路側約２．３ｍの幅で都市計画道路の区域にあるが、接面道路の工事は終了し、現在拡幅の予定はない（岩沼市都市計画課より聴取）。	

2　建物の概況及び利用状況（物件３）

区　　分	主である建物　家屋番号１１番３２	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和６１年１０月３１日新築 約４０年 約５年
構　　造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
仕　　様	外　　壁 内　　壁 天　　井 床 設　　備	吹付タイル 京壁、ビニールクロスほか 杉合板、ビニールクロスほか フローリング、畳ほか 電気、給水、排水
	（注）建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床面積（現況）	１階　７０．３７㎡ ２階　２９．８１㎡ 延面積１００．１８㎡ 増改築なし	
現況用途等	現況用途 間取り	居宅 別添間取図の通り
品　　等	中位	
保守管理の状態	普通 平成１８年頃室内を、平成２８年頃に屋根をそれぞれ修理する等改装を行ったとのことである。 全体に経年相応の汚損、劣化が認められる。	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特記事項	なし	

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件１，２）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格（円/㎡） ア	個別格差 イ	地積（㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ
1	90,300	0.70	191.07	0.90	10,870,000
2	90,300	0.70	66.25	0.90	3,769,000

ア　標準画地価格（公示価格等との規準をもとに査定）

地価調査基準地　岩沼（県）-1

地価調査価格		時点修正		標準化補正		地域格差		規準とした価格
88,500円/㎡	×	101 /100	×	100/ 102	×	100/ 97	=	90,300円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+2

◇地域格差：97%　街路条件-3

イ　個別格差：70%　環境条件（高圧線が存するため）-30

ウ　地積：登記数量による

エ　建付減価：建物の配置、状態、経過年数等を考慮した。

(2) 建物価格（物件３）

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を判定した。

番号	再調達原価（円/㎡） ア	現況延床面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
3	170,000	100.18	0.06	1,022,000

ウ　現価率

経過年数 40 年、経済的残存耐用年数 5 年、観察減価 50%、残価率 0%により現価率を査定した。

経済的残存耐用年数 5 年／（経過年数 40 年＋経済的残存耐用年数 5 年）×（１－観察減価 0.5）＝0.06

2　評価額の判定

前記により求めた各価格に土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格（円） ア×イ×ウ
1	10,870,000	1.00	0.35	法定地上権	3,805,000
2	3,769,000	1.00	0.35		1,319,000

イ　土地利用権等の及ぶ範囲：物件1、2土地の全範囲と判定した。

ウ　土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおり判断した。

(2) 評価額（内訳価格及び一括価格）

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） (アエイ)×ウ×エ×オ
1	10,870,000	-3,805,000	1.0	1.0	0.6	4,239,000
2	3,769,000	-1,319,000	1.0	1.0	0.6	1,470,000
3	1,022,000	+5,124,000	1.0	1.0	0.6	3,688,000
一括価格（合計）						9,397,000

ウ　占有減価修正：なし

エ　市場性修正：なし

オ　競売市場修正：「第2評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

※算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第６　採用した地価調査基準地の概要

地価調査基準地　岩沼（県）－１
所　　在：岩沼市松ケ丘２丁目８番７
価　　格：８８，５００円/㎡
位　　置：ＪＲ東北本線「岩沼」駅の西方道路距離約１．６ｋｍに位置する
価 格 時 点：令和７年７月１日
地　　積：３２４㎡
供給処理施設：水道・ガス・下水
接 面 街 路：南側６ｍ市道に接面
用途指定等：第一種低層住居専用地域（建ぺい率５０％・容積率８０％）
地域の概要：一般住宅の多い区画整然とした住宅地域

第７　附属資料の表示

1. 位置図
　地理院地図
2. 法第１４条地図
3. 建物図面・各階平面図
4. 土地建物位置関係図
5. 間取図

以　上

別紙

令和　8年（ケ）第　　19号

物　件　目　録

1　所　　在　岩沼市松ケ丘二丁目

　　地　　番　11番32

　　地　　目　宅地

　　地　　積　191．07平方メートル

2　所　　在　岩沼市松ケ丘二丁目

　　地　　番　11番5

　　地　　目　宅地

　　地　　積　66．25平方メートル

3　所　　在　岩沼市松ケ丘二丁目11番地32

　　家屋　番号　11番32

　　種　　類　居宅

　　構　　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

　　床　面　積　1階70．37平方メートル
　　2階29．81平方メートル


位置図
北原
長岡
根崎
大窪
塚腰
三色吉
山神
金蛇水神社
中ノ原
竹の里（三）
竹の里（二）
竹の里（一）
竹倉部
山桜
あさひ野（一）
東谷地
栄町（三）
大和
朝日（二）
朝日
荒井
栄町（二）
栄町（一）
土ケ崎（二）
土ケ崎（三）
土ケ崎（四）
松ケ丘（三）
松ケ丘（二）
松ケ丘（一）
朝日山公園
地価調査基準地
平等（二）
平等（三）
平等（四）
岩沼駅
館下（一）
たけくま（二）
たけくま（一）
畑向山
新田
支援学校
対象物件
岩沼市
おくのほそ道の風景地武隈の松
二木（二）
大手町
二木（一）
竹駒神社
本町
桑原（一）
桑原（二）
桑原（三）
桑原（四）
藤浪
東北本線
堤上
北長谷
畑堤上
吹上（一）
吹上（二）
吹上（三）
阿武隈（二）
TOYOTIRE工場
根方
新井田
約1/14,000

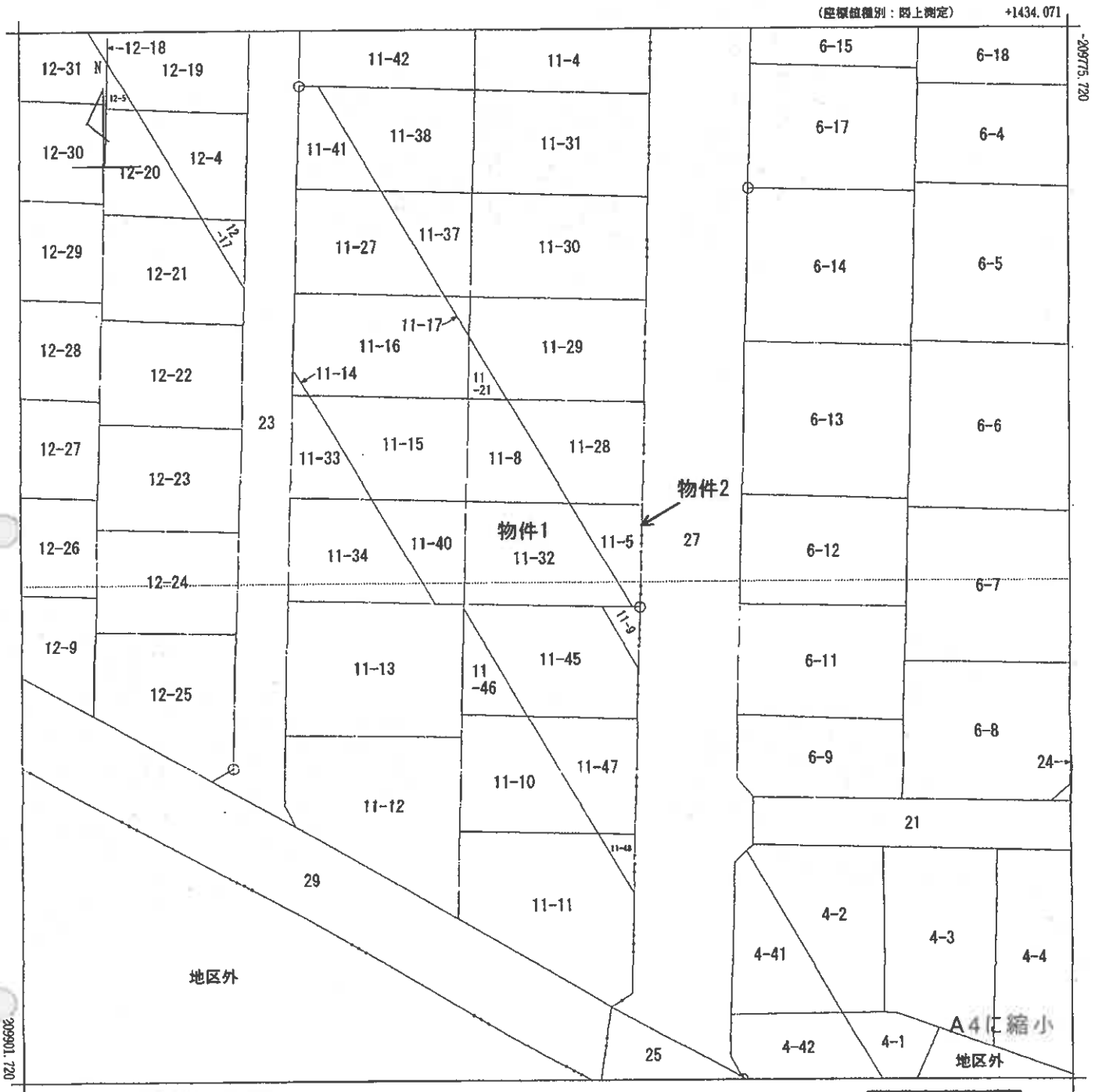

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

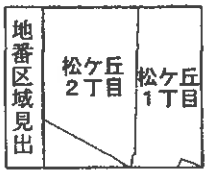

請求部分	所在	岩沼市松ケ丘二丁目				地番	11番32			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和57年3月			備付年月日(原図)	昭和57年8月10日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局名取出張所管轄)

令和8年1月13日

福島地方法務局いわき支局

請求番号：21-1　　登記官 [redacted]

(1/1)

登記年月日：昭和62年1月28日

139159　各階平面図

家屋番号	11-32
建物の所在	岩沼市松ヶ丘二丁目11番地32

建物図面
各階平面図

一階

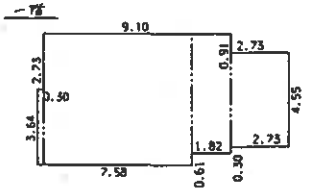

求積表

5.64 ×	0.50 =	1.0920
6.37 ×	7.28 =	46.3736
5.76 ×	1.82 =	10.4832
4.55 ×	2.73 =	12.4215
合計		70.3703
床面積		70.37 ㎡

二階

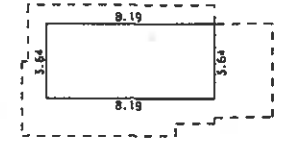

求積表

5.64 ×	8.19 =	29.8116
床面積		29.81 ㎡

物件3

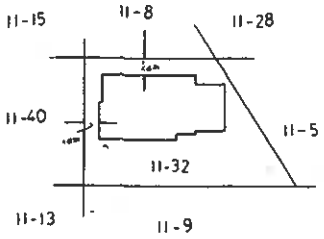

A4に縮小

作製者	[redacted]	縮尺	1/250
	62年1月27日作製）		
	（宮城県土地家屋調査士会）		

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

S62,1,28

土地建物位置関係図

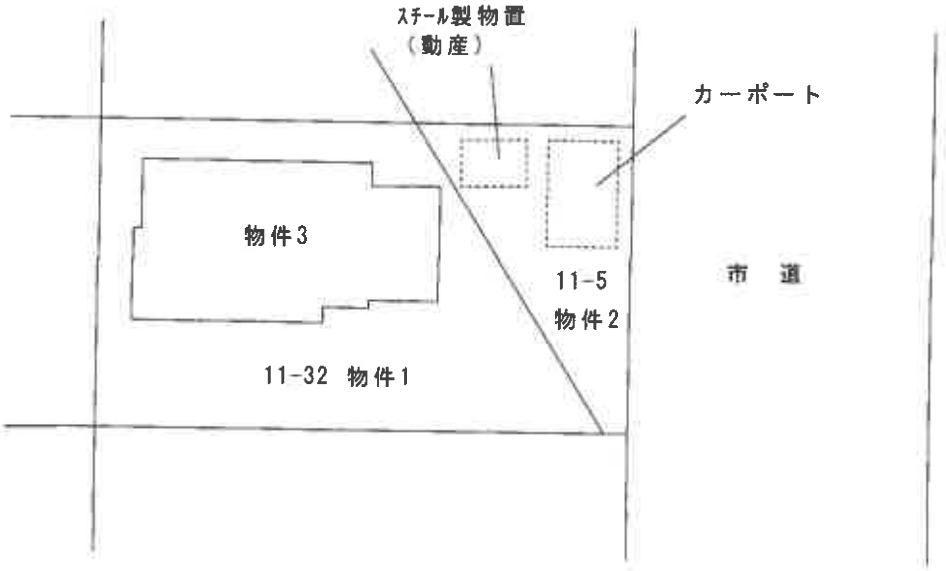

縮尺 1/300

建物間取図

1階

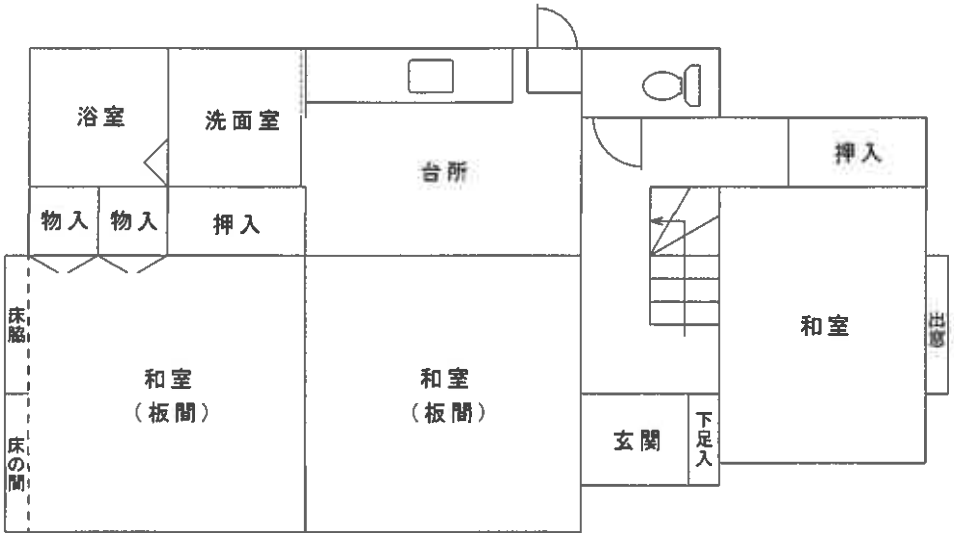

2階

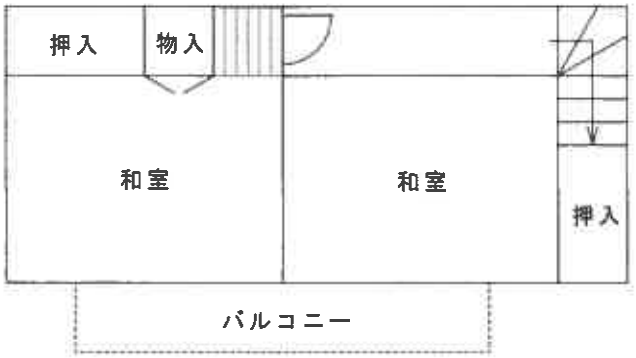

縮尺 1/100